



「労働局あっせんにおける解雇型雇用終了事案の分析」（概要）

労働局あっせんにおける解雇型雇用終了事案の分析の目的・概要

1 : 目的

裁判に至っていない解雇、雇止め等の紛争について、実態（請求事項、解決内容等）を明らかにするため。

2 : 概要

調査主体 : 独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）

調査対象 : 2023年度に4労働局で処理が完結した個別労働紛争解決制度のあっせん事案のうち、解雇型雇用終了事案※に該当する485件

※「解雇型雇用終了事案」とは、労働局におけるあっせんの利用事案として、労働者が解雇である旨を主張した事案であり、普通解雇、懲戒解雇、整理解雇、雇止め、自然退職（休職期間満了）、退職勧奨、契約解除（個人請負）、シフトカット、内定取消、定年、その他が含まれる。

調査手法 : JILPTの調査員が調査対象事案に係る記録を閲覧し、調査項目に沿って必要な情報を入力。その後、集計したデータを分析。

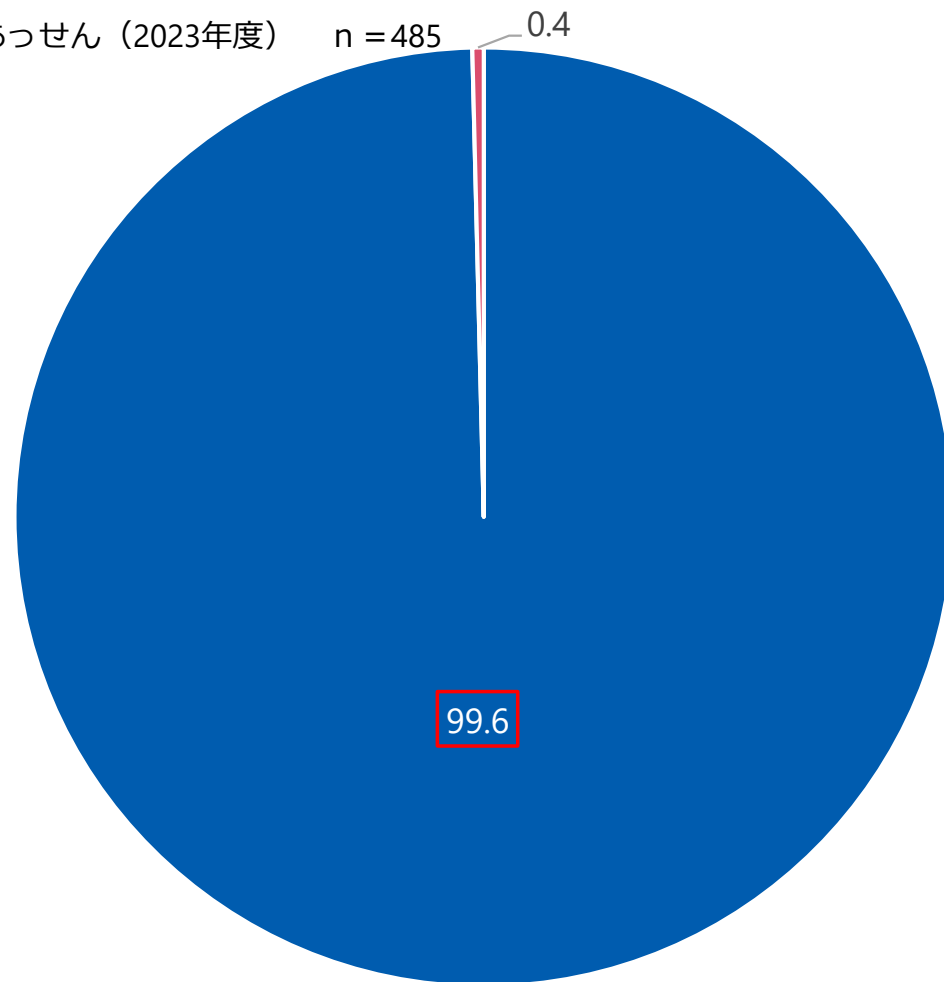
分析にあたっては、過去のあっせん（2008年度、2012年度）、労働審判・裁判上の和解（2013年、2020年/2021年）に係る調査結果とも比較。

1. 申請人

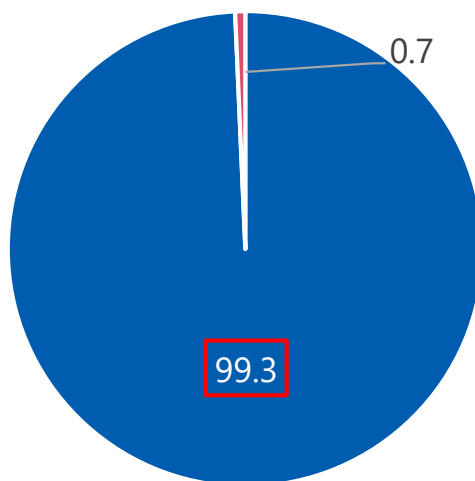
○ あっせんは労働者側申請が99.6%となっており、圧倒的多数であり、この傾向は過去のあっせんの調査結果と変わらない。

■ 労働者側 ■ 使用者側

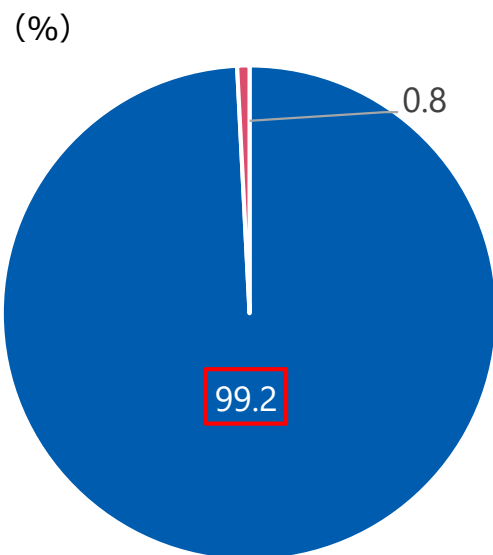
あっせん（2023年度） n = 485



あっせん（2012年度） n = 431



あっせん（2008年度） n = 665



※1 「あっせん（2008年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書No.123個別労働関係紛争処理事案の内容分析—雇用終了、いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げ及び三者間労務提供関係—」（2010年）及びJILPT「労働政策研究報告書 No.133個別労働関係紛争処理事案の内容分析Ⅱ—非解雇型雇用終了、メンタルヘルス、配置転換・在籍出向、試用期間及び労働者に対する損害賠償請求事案—」（2011年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

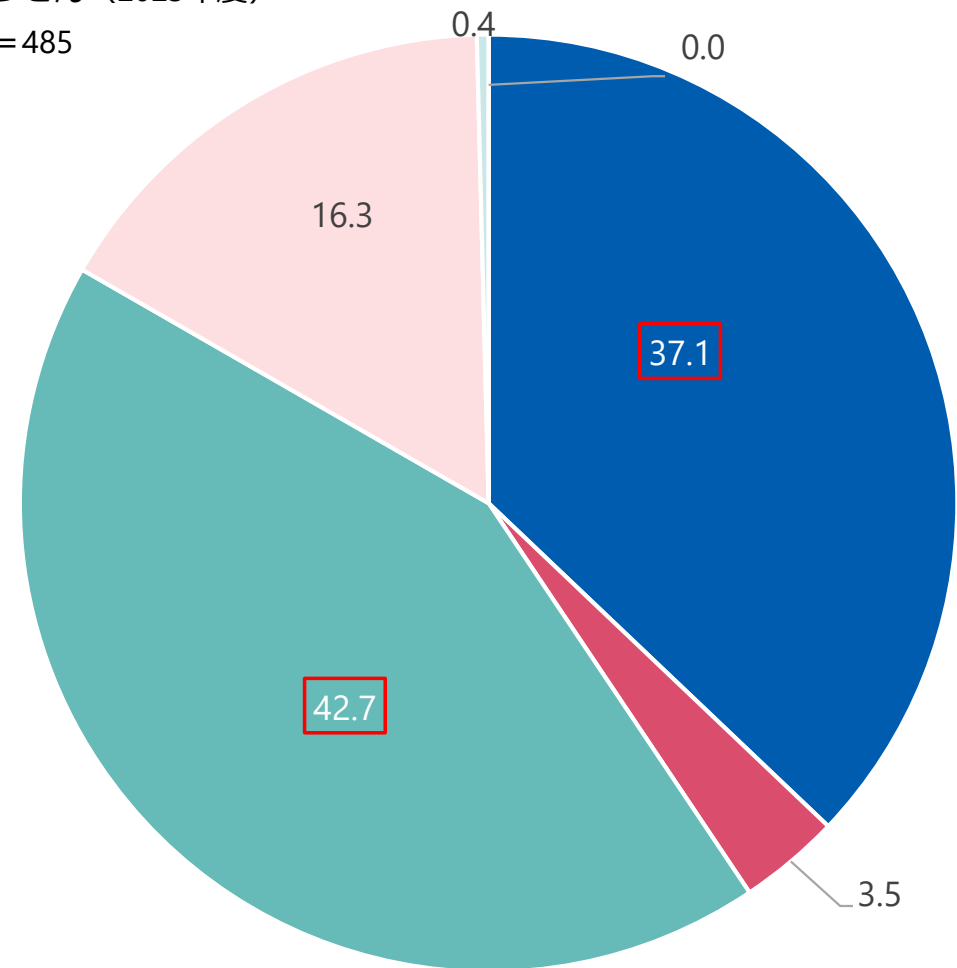
※2 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

2. 終了区分

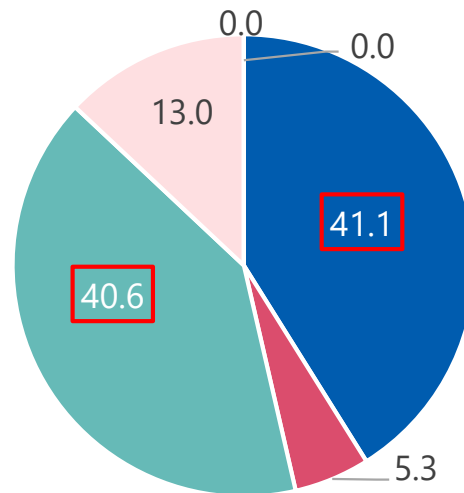
○ 2023年度のあっせんの終了区分のうち、合意成立は37.1%であり、被申請人の不参加が42.7%となっている。合意成立の割合は、2012年度と比較してやや減少しているが、2008年度からみると大きな傾向としてはその割合は上昇している。被申請人の不参加の割合は、40%台で推移している。

■ 合意成立 ■ 取下げ等
■ 被申請人の不参加 ■ 不都合
■ あっせん外合意 ■ 制度対象外事案

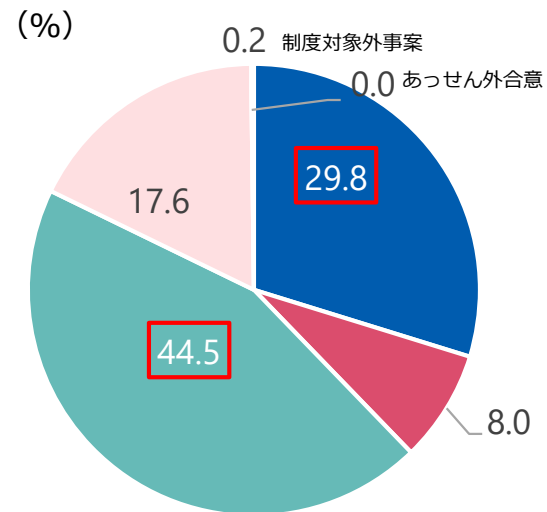
あっせん（2023年度）
n = 485



あっせん（2012年度） n = 431



あっせん（2008年度） n = 665



※1 「あっせん（2008年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書No.123個別労働関係紛争処理事案の内容分析—雇用終了、いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げ及び三者間労務提供関係—」（2010年）及びJILPT「労働政策研究報告書 No.133個別労働関係紛争処理事案の内容分析Ⅱ—非解雇型雇用終了、メンタルヘルス、配置転換・在籍出向、試用期間及び労働者に対する損害賠償請求事案—」（2011年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※2 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

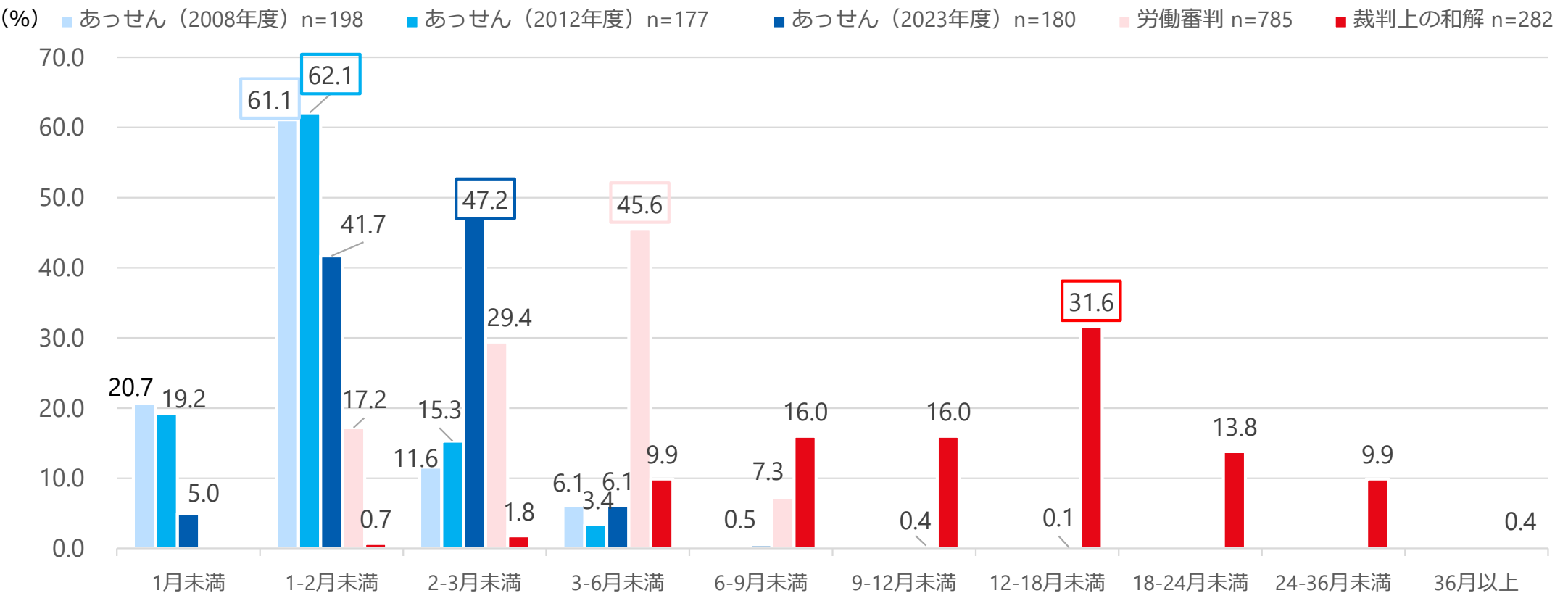
3. 制度利用期間

- あっせんの合意成立事案における制度利用期間は、2008年度、2012年度は約6割が1-2月未満だったが、2023年度は約半分が2-3月未満となり、やや長期化の傾向が窺える。ただし、3-6月未満が5割弱となっている労働審判や、12-18月未満が約3割と最多になっている裁判上の和解と比較すると、依然として極めて短い。

中央値：あっせん（2008）1.41月 あっせん（2012）1.38月 あっせん（2023）2.05月

労働審判 3.12月 裁判上の和解 12.63月

※ 制度利用期間：あっせん申請をした日からあっせんが合意成立により終了した日までの期間



※1 「あっせん（2008年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書No.123個別労働関係紛争処理事案の内容分析—雇用終了、いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げ及び三者間労務提供関係—」（2010年）及びJILPT「労働政策研究報告書No.133個別労働関係紛争処理事案の内容分析Ⅱ—非解雇型雇用終了、メンタルヘルス、配置転換・在籍出向、試用期間及び労働者に対する損害賠償請求事案—」（2011年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※2 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

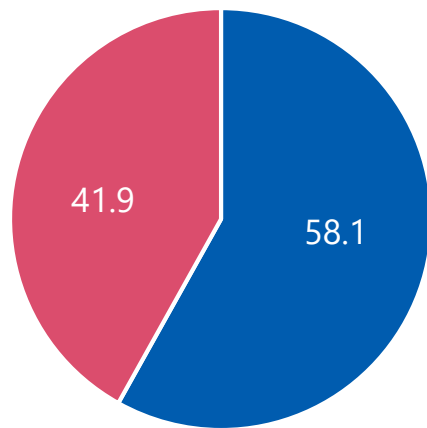
※3 労働審判及び裁判上の和解については、2020年及び2021年の事案を対象に集計したものであり、JILPT「労働政策研究報告書No.226労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較分析」（2023年）を基に算出。

4. 性別

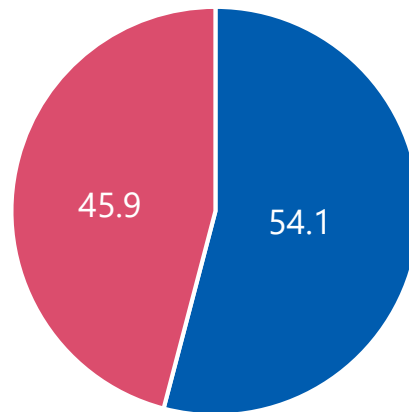
- 労働者の性別は、調査の年が後になるにつれて、男性の比率が下がり、女性の比率が上がってきており、2023年度には男女比率は逆転して、男性は45.4%、女性は54.6%と女性の方が多くなった。一方で、労働審判、裁判上の和解では、男性の割合が高い。

■ 男 ■ 女

(%) あっせん（2008年度） n=661

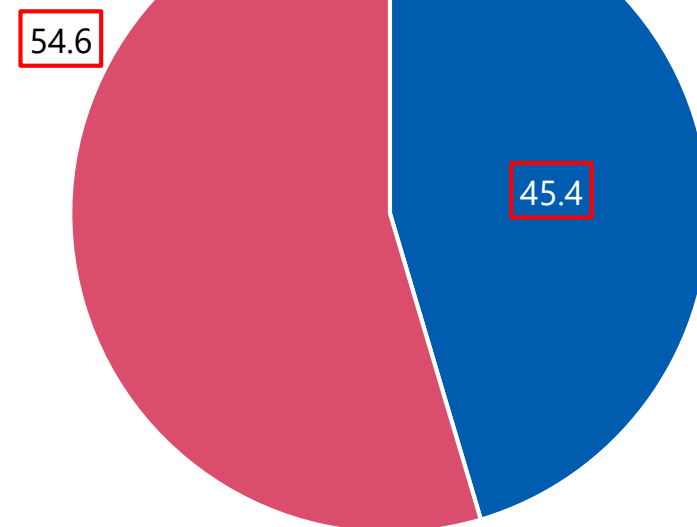


あっせん（2012年度） n=431

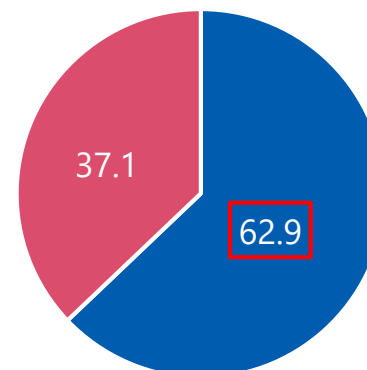


あっせん（2023年度）

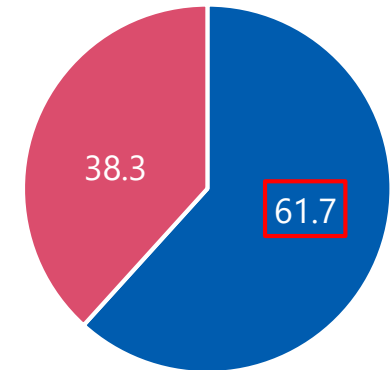
n=467



労働審判 n=785



裁判上の和解 n=282



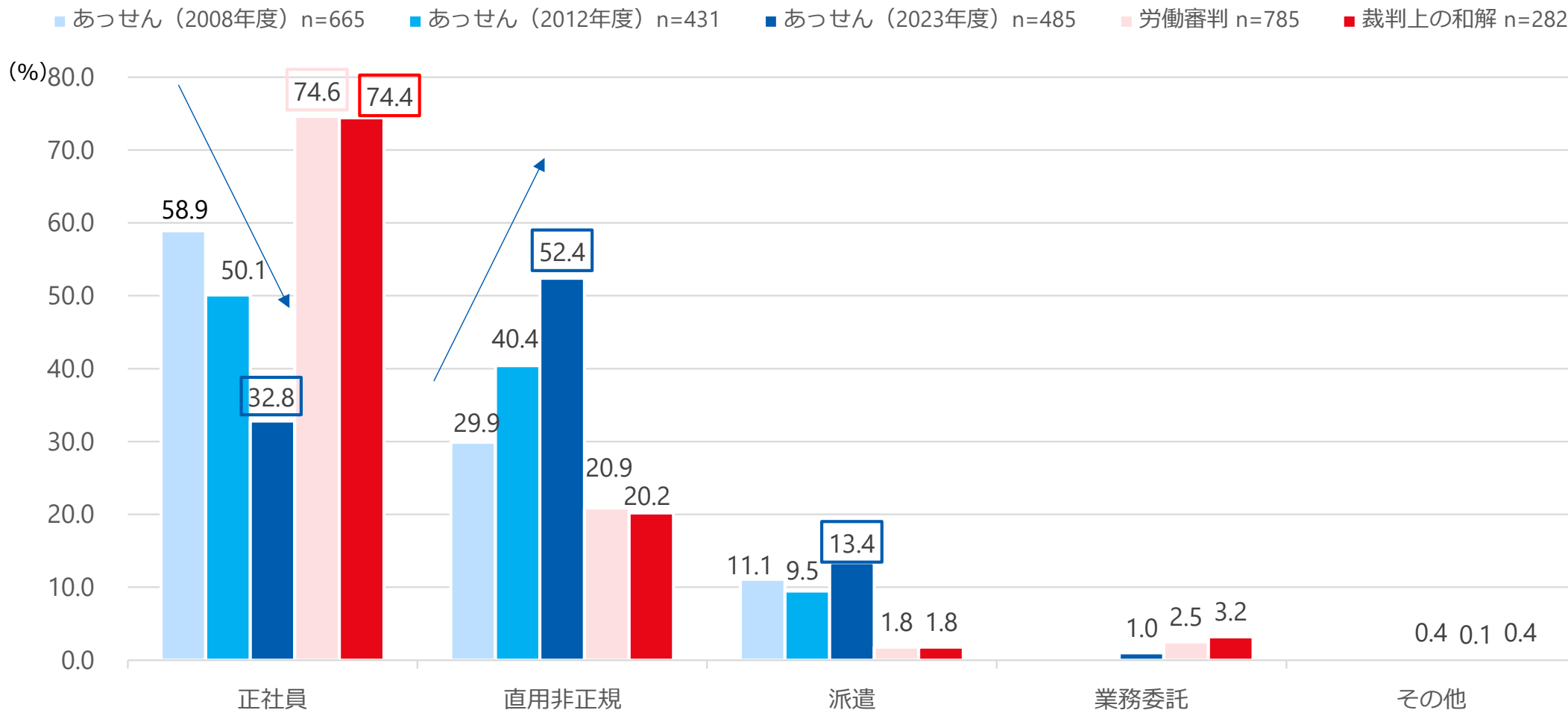
※1 「あっせん（2008年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書No.123個別労働関係紛争処理事案の内容分析―雇用終了、いじめ・嫌がらせ、労働条件下げ及び三者間労務提供関係―」（2010年）及びJILPT「労働政策研究報告書 No.133個別労働関係紛争処理事案の内容分析Ⅱ―非解雇型雇用終了、メンタルヘルス、配置転換・在籍出向、試用期間及び労働者に対する損害賠償請求事案―」（2011年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※2 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※3 労働審判及び裁判上の和解については、2020年及び2021年の事案を対象に集計したものであり、JILPT「労働政策研究報告書No.226労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較分析」（2023年）を基に算出。

5. 雇用形態

- あっせんにおける労働者の雇用形態は、調査の年が後になるにつれて、正社員の比率が顕著に下がり、直用非正規雇用労働者の比率が顕著に上昇しており、2023年度には正社員が3分の1、非正規が3分の2と、逆転している。また、労働審判、裁判上の和解では、4分の3が正社員となっており、制度間の利用者層の違いが表れている。



※1 「あっせん（2008年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書No.123個別労働関係紛争処理事案の内容分析—雇用終了、いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げ及び三者間労務提供関係—」（2010年）及びJILPT「労働政策研究報告書 No.133個別労働関係紛争処理事案の内容分析Ⅱ—非解雇型雇用終了、メンタルヘルス、配置転換・在籍出向、試用期間及び労働者に対する損害賠償請求事案—」（2011年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※2 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※3 労働審判及び裁判上の和解については、2020年及び2021年の事案を対象に集計したものであり、JILPT「労働政策研究報告書No.226労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較分析」（2023年）を基に算出。

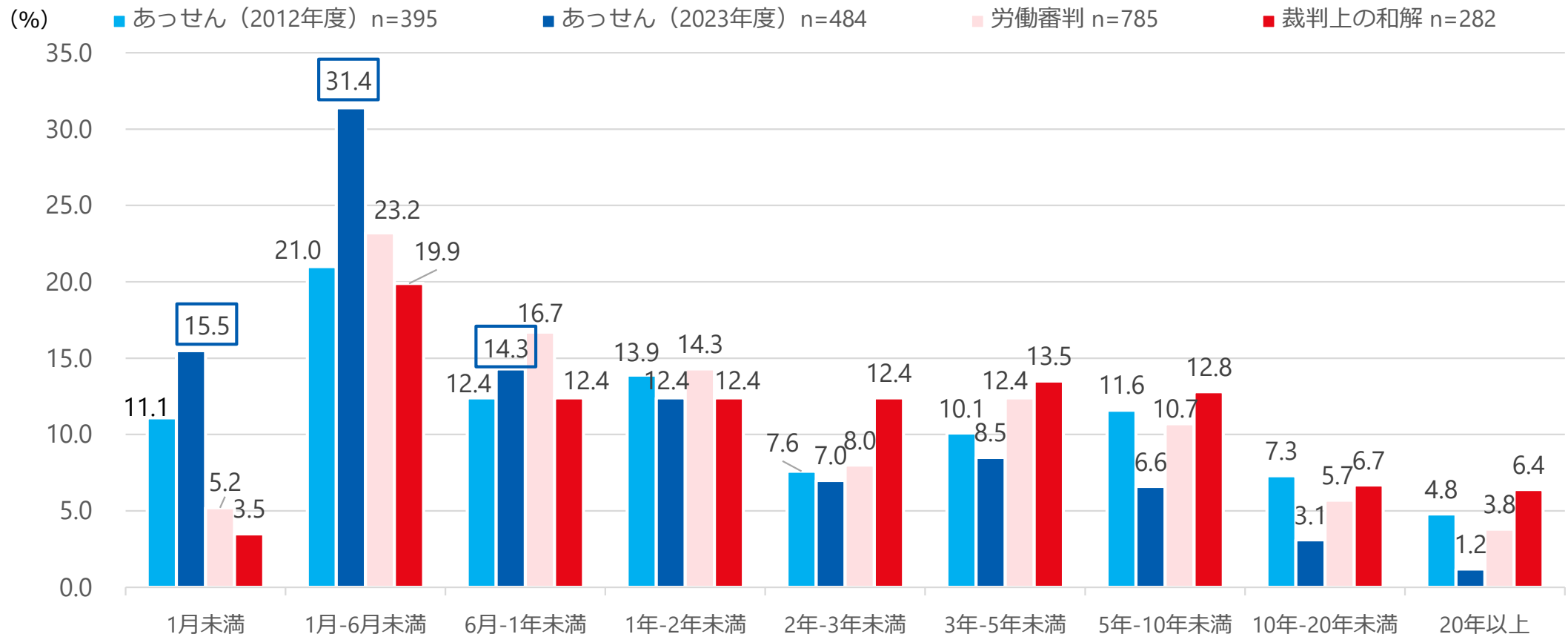
※4 試用期間の者と内定者は正社員に分類している。また、「その他」について、あっせんは「求職者」及び「その他」が、労働審判は「インターンシップ」が、裁判上の和解は「親族」が該当する。

6. 勤続期間

- あっせんにおける労働者の勤続期間は、2012年度には短期勤務者から長期勤務者までかなりまんべんなく分布していたが、2023年度は1年未満が3分の2近くに及んでおり、短期勤続化の傾向が明確になっている。
- 勤続期間の中央値で見ると、全ての制度にわたって、2010年代に労働者の勤続期間が半減している。

中央値：あっせん（2012）1.33年 あっせん（2023）0.61年
 労働審判（2013）2.50年 労働審判（2020/2021）1.30年
 裁判上の和解（2013）4.30年 裁判上の和解（2020/2021）2.08年

※ あっせんについて、2008年度には入職日を採用していなかったため、2008年度の勤続期間は不明。



※1 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

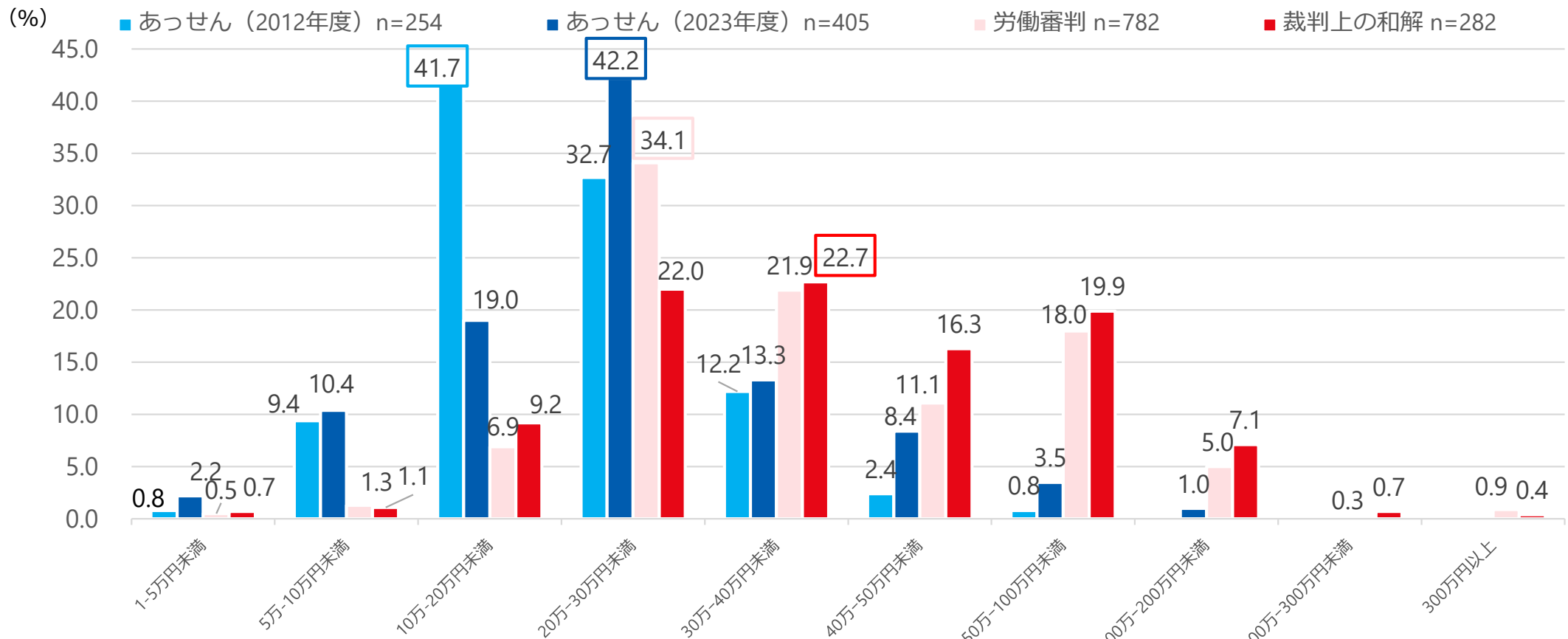
※2 労働審判及び裁判上の和解については、2020年及び2021年の事案を対象に集計したものであり、JILPT「労働政策研究報告書No.226労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較分析」（2023年）を基に算出。

7. 賃金月額

- あっせんにおける労働者の賃金月額は、2012年度には10-20万円未満が約4割と最多だったが、2023年度には20-30万円未満が約4割と最多になり、全体として賃金月額が高い方にシフトしている。また、あっせんよりも労働審判、さらに裁判上の和解の方がやや高い方に分布している。
- 賃金月額の中央値で見ると、全ての制度にわたって、賃金月額は上昇傾向にある。

中央値：あっせん（2012）18.2万円 あっせん（2023）23.0万円
 労働審判（2013）26.4万円 労働審判（2020/2021）32.0万円
 裁判上の和解（2013）30.1万円 裁判上の和解（2020/2021）37.0万円

※ あっせんについて、賃金月額は2008年度には採取しておらず、2012年度と2023年度の比較になる。



※1 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174 労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※2 労働審判及び裁判上の和解については、2020年及び2021年の事案を対象に集計したものであり、JILPT「労働政策研究報告書 No.226 労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較分析」（2023年）を基に算出。

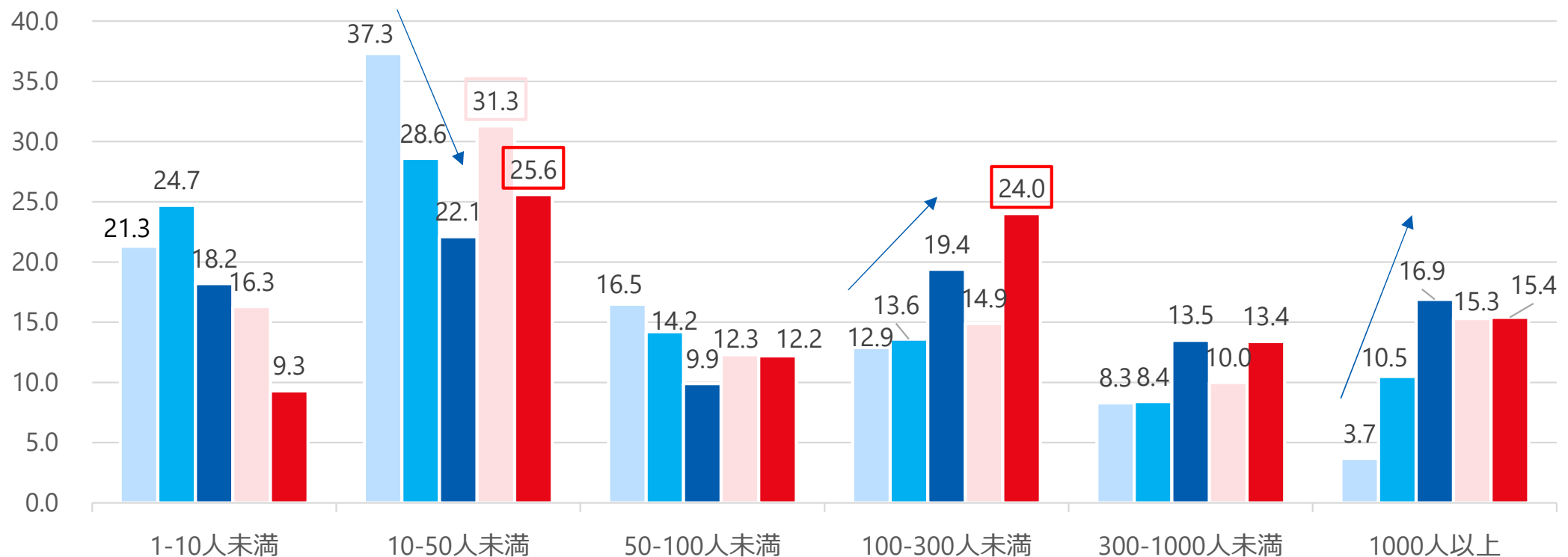
8. 企業規模（従業員数）

- あっせんの企業規模は、いずれの調査においても最多は10-50人未満であるが、2008年度には約4割だったのが、2023年度には約2割へと下がっている。逆に100人-300人未満は約1割から約2割へ、1000人以上は約4%から約17%へ増加しており、大規模化の傾向がみられる。
- 労働審判も10-50人未満が約3割で最多だが、中央値ではあっせんよりも小規模である。裁判上の和解では、10-50人未満と100-300人未満が約4分の1でほぼ並んでおり、やや大規模である。

中央値：あっせん（2008）30人 あっせん（2012）40人 あっせん（2023）70人

労働審判 58人 裁判上の和解 101人

(%) ■ あっせん（2008年度）n=544 ■ あっせん（2012年度）n=332 ■ あっせん（2023年度）n=444 ■ 労働審判 n=713 ■ 裁判上の和解 n=246



※1 「あっせん（2008年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書No.123個別労働関係紛争処理事案の内容分析—雇用終了、いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げ及び三者間労務提供関係—」（2010年）及びJILPT「労働政策研究報告書No.133個別労働関係紛争処理事案の内容分析Ⅱ—非解雇型雇用終了、メンタルヘルス、配置転換・在籍出向、試用期間及び労働者に対する損害賠償請求事案—」（2011年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※2 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

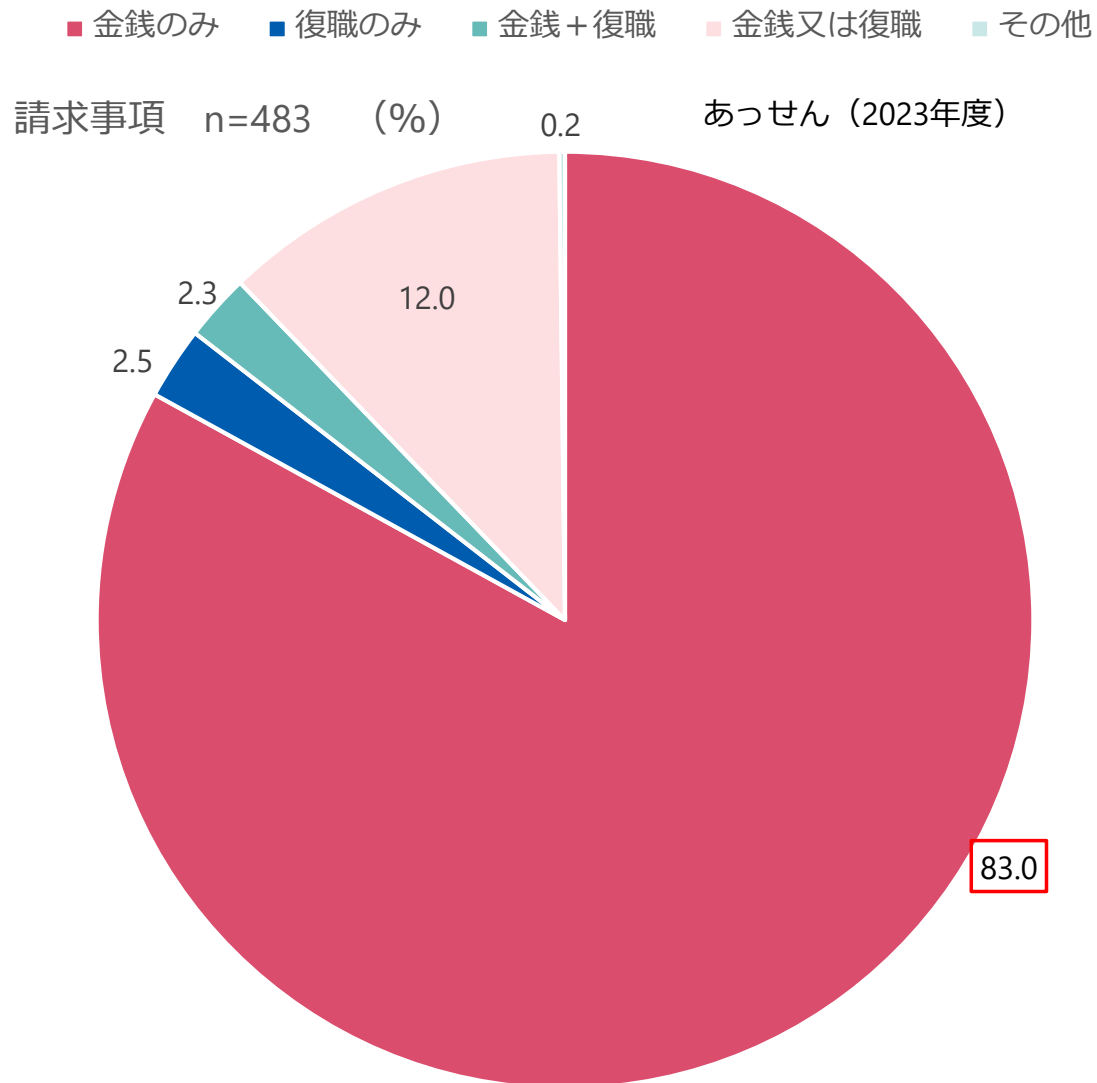
※3 労働審判及び裁判上の和解については、2020年及び2021年の事案を対象に集計したものであり、JILPT「労働政策研究報告書No.226労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較分析」（2023年）を基に算出。

9. 請求事項

○ 労働者側申請事案について、請求事項は、金銭のみを請求しているものが83.0%となっており、最も多い。

※1 ただし、内心では「復職したいが、それがダメなら金銭補償を求める」と考えていながら、現実にも無理だろうと考えて「金銭のみ」を請求した者もいると思われる点に留意する必要がある。

※2 2008年度、2012年度には金銭請求以外の復職請求は調査していない。

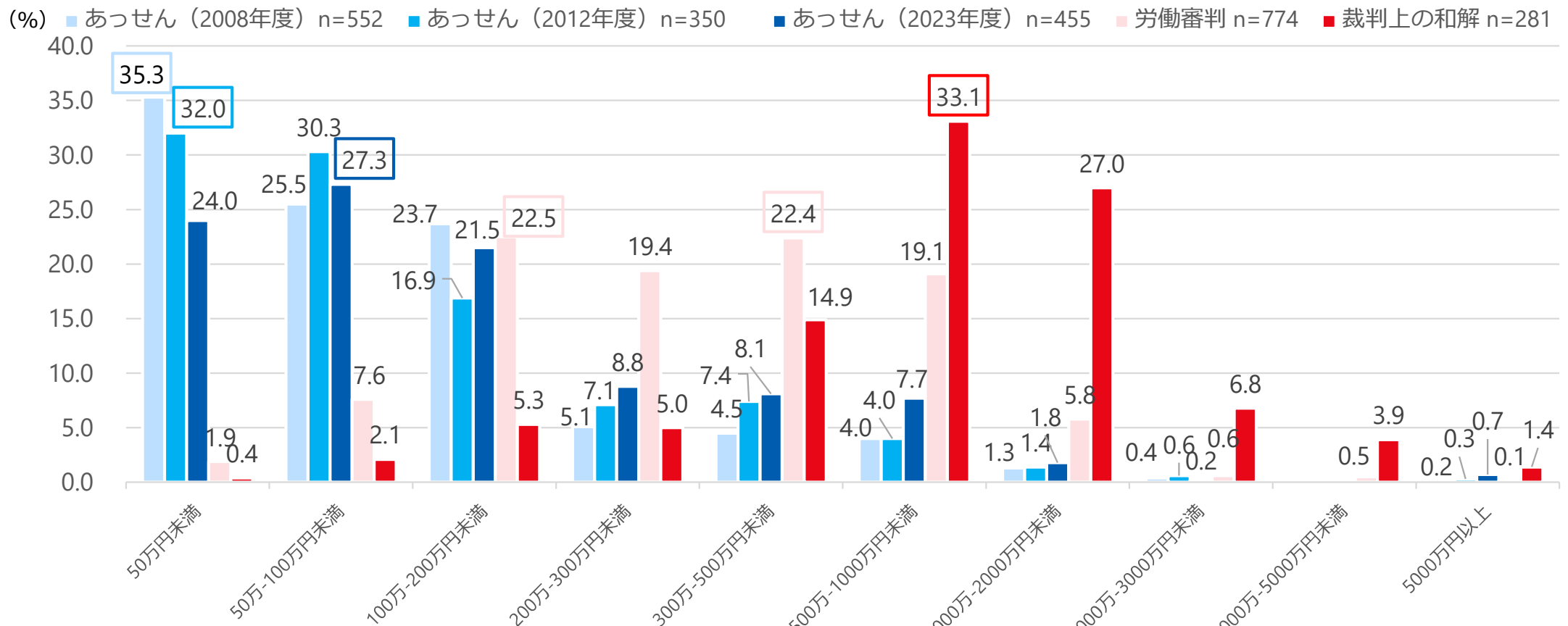


10. 請求金額

- あっせんの請求金額は、2008年度及び2012年度には50万円未満が3割台で最多となっていたが、2023年度には50-100万円未満が約4分の1で最多となっている。また、労働審判では、100万-200万円未満と300万-500万円未満が並んで約2割となっており、裁判上の和解では500-1000万未満が約3割で最多となっている。中央値でみると、労働審判と裁判上の和解が、あっせんよりも遙かに高くなっている。

中央値：あっせん（2008）60.0万円 あっせん（2012）61.8万円 あっせん（2023）90.3万円

労働審判 293.0万円 裁判上の和解 840.6万円



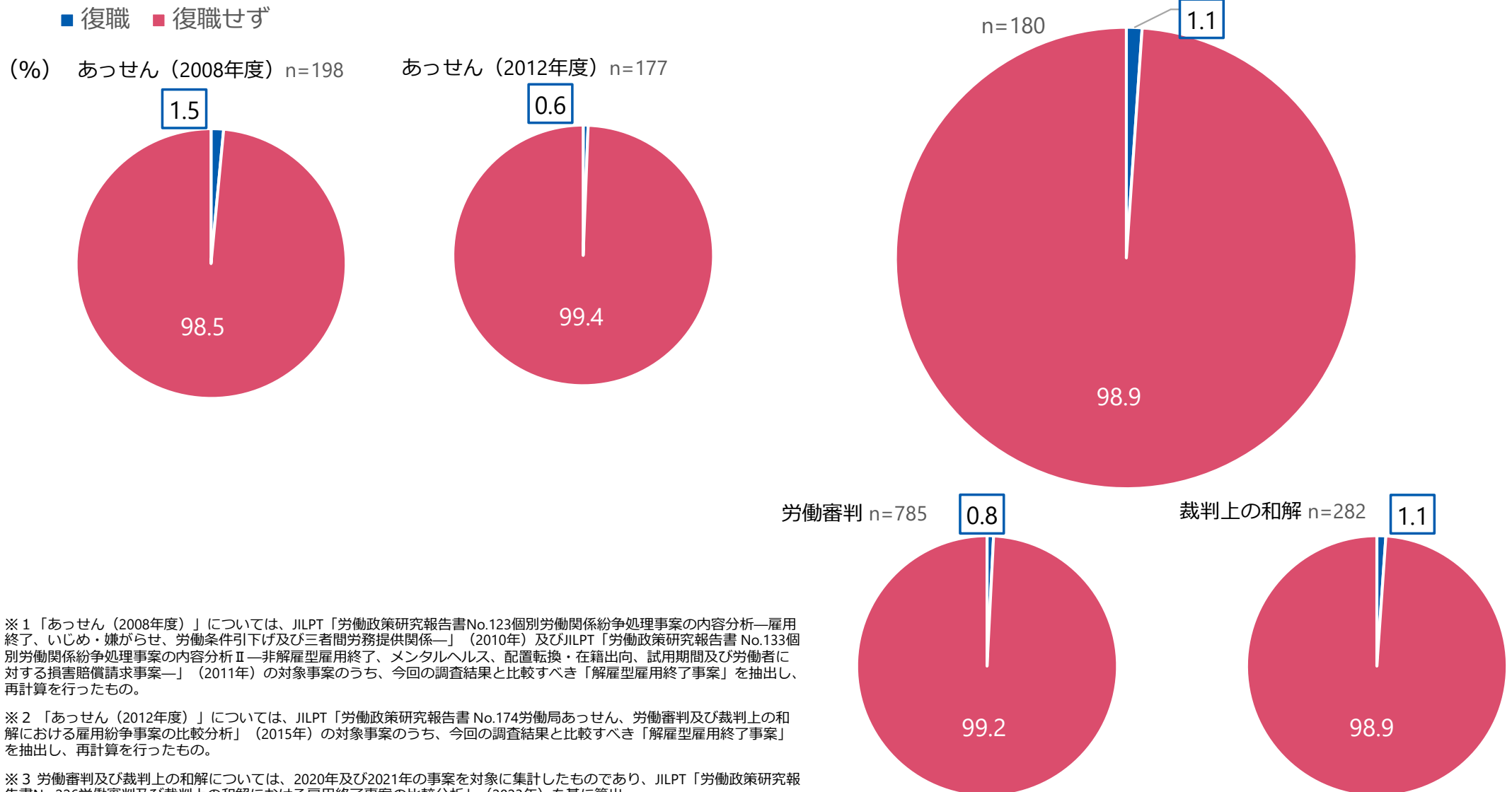
※1 「あっせん（2008年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書No.123個別労働関係紛争処理事案の内容分析—雇用終了、いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げ及び三者間労務提供関係—」（2010年）及びJILPT「労働政策研究報告書No.133個別労働関係紛争処理事案の内容分析Ⅱ—非解雇型雇用終了、メンタルヘルス、配置転換・在籍出向、試用期間及び労働者に対する損害賠償請求事案—」（2011年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※2 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※3 労働審判及び裁判上の和解については、2020年及び2021年の事案を対象に集計したものであり、JILPT「労働政策研究報告書No.226労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較分析」（2023年）を基に算出。

11. 解決内容

- あっせんにおける解決内容が復職であるものはほとんどなく、復職は2008年度には1.5%、2012年度には0.6%、2023年度には1.1%である。復職という解決が極めて少ないのは労働審判（0.8%）や裁判上の和解（1.1%）においてもほぼ同様である。

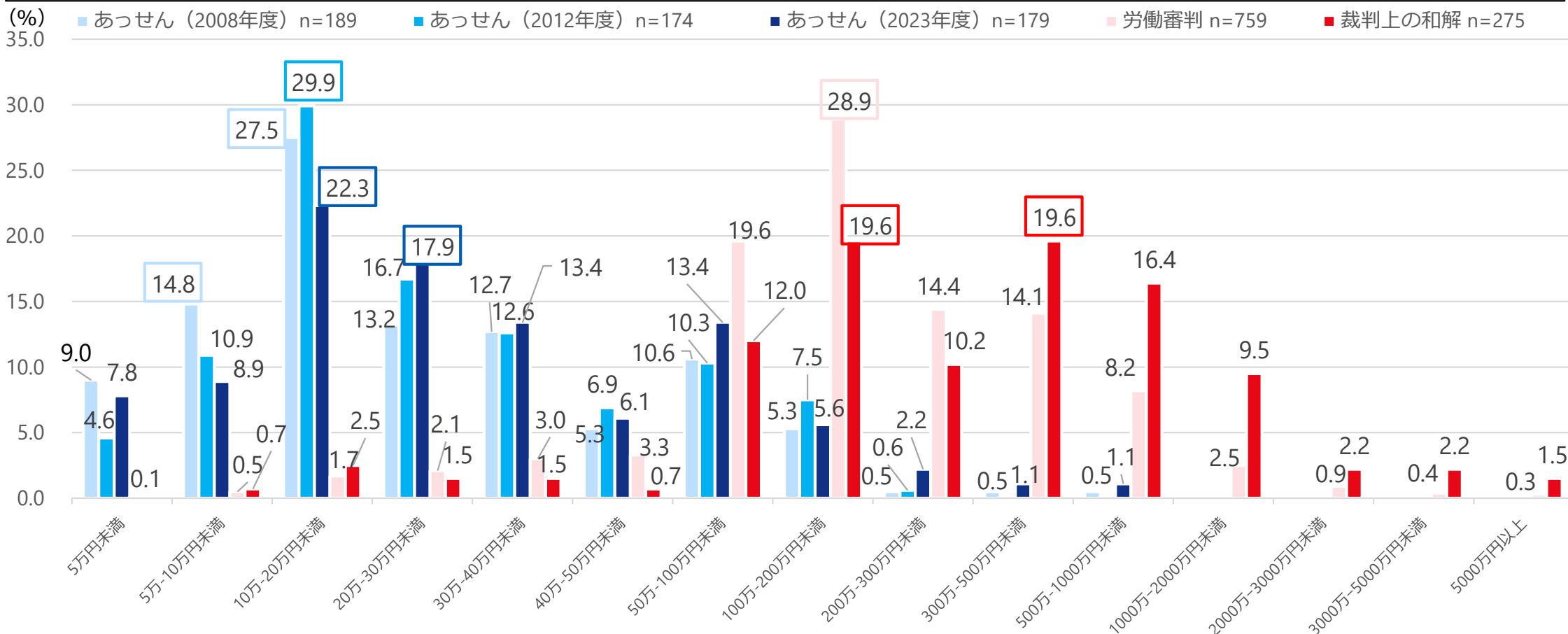


12. 解決金額

○ あっせんにおける解決金額は、いずれの調査においても10-20万円未満が20%台で最多となっているが、それに次ぐのは2008年度には5-10万円未満である一方、2023年度では20-30万円未満とより高い方にシフトしている。ただし、100-200万円未満が最多となっている労働審判や、100-200万円未満と300-500万円未満が最多で並んでいる裁判上の和解と比べると著しい低水準にある。

中央値：あっせん（2008）18.0万円 あっせん（2012）20.0万円 あっせん（2023）23.5万

労働審判 150.0万円 裁判上の和解 300.0万円



※1 「あっせん（2008年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書No.123個別労働関係紛争処理事案の内容分析—雇用終了、いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げ及び三者間労務提供関係—」（2010年）及びJILPT「労働政策研究報告書 No.133個別労働関係紛争処理事案の内容分析Ⅱ—非解雇型雇用終了、メンタルヘルス、配置転換・在籍出向、試用期間及び労働者に対する損害賠償請求事案—」（2011年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

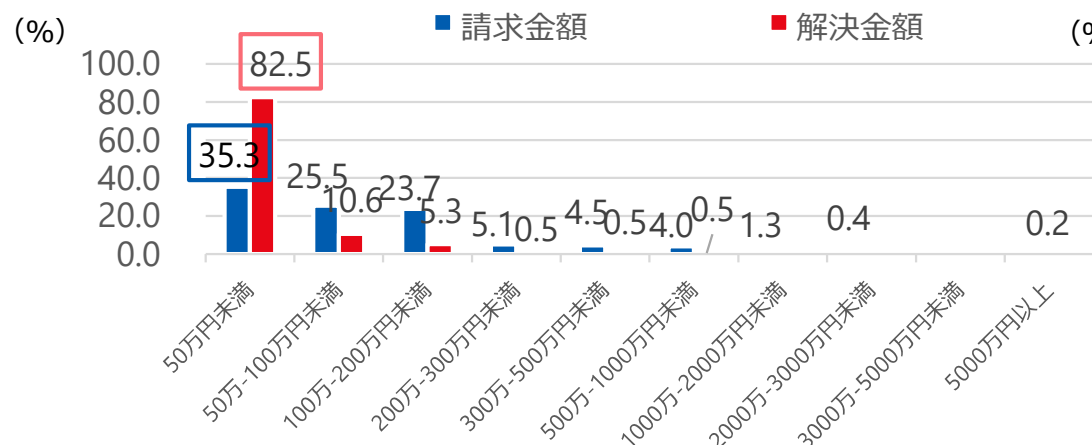
※2 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※3 労働審判及び裁判上の和解については、2020年及び2021年の事案を対象に集計したものであり、JILPT「労働政策研究報告書No.226労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較分析」（2023年）を基に算出。

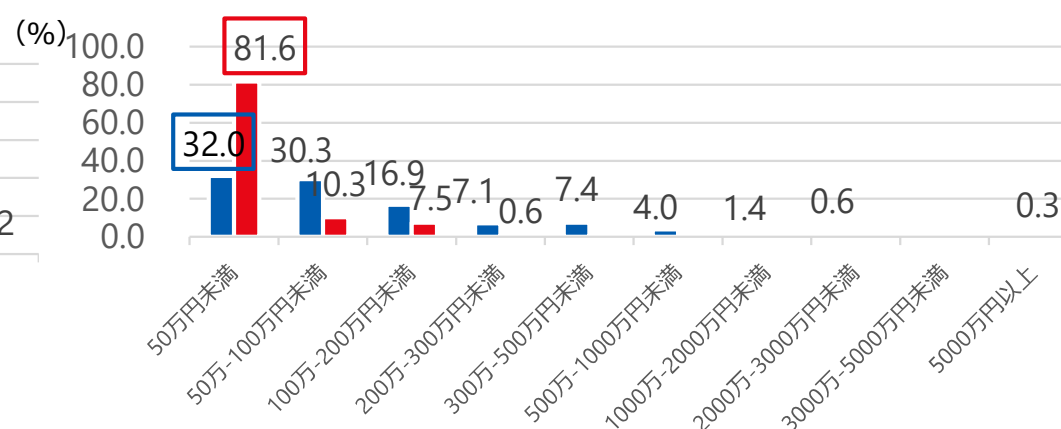
12-2. 解決金額と請求金額の対応状況（あっせん）

- あっせんにおける解決金額は、いずれの調査においても50万円未満が最多となっているが、2023年度には、2008年度及び2012年度に比べて請求金額が上がっている中で、50万円以上の解決金額が増えている。あっせん、労働審判、裁判上の和解と段階が進むにつれて、請求金額が高くなり、それに応じて解決金額も高い水準となっている。

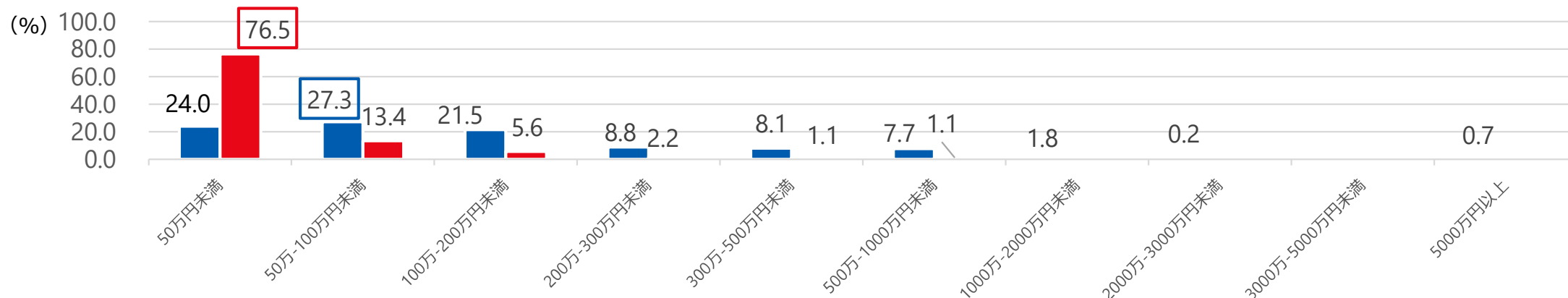
2008年度



2012年度



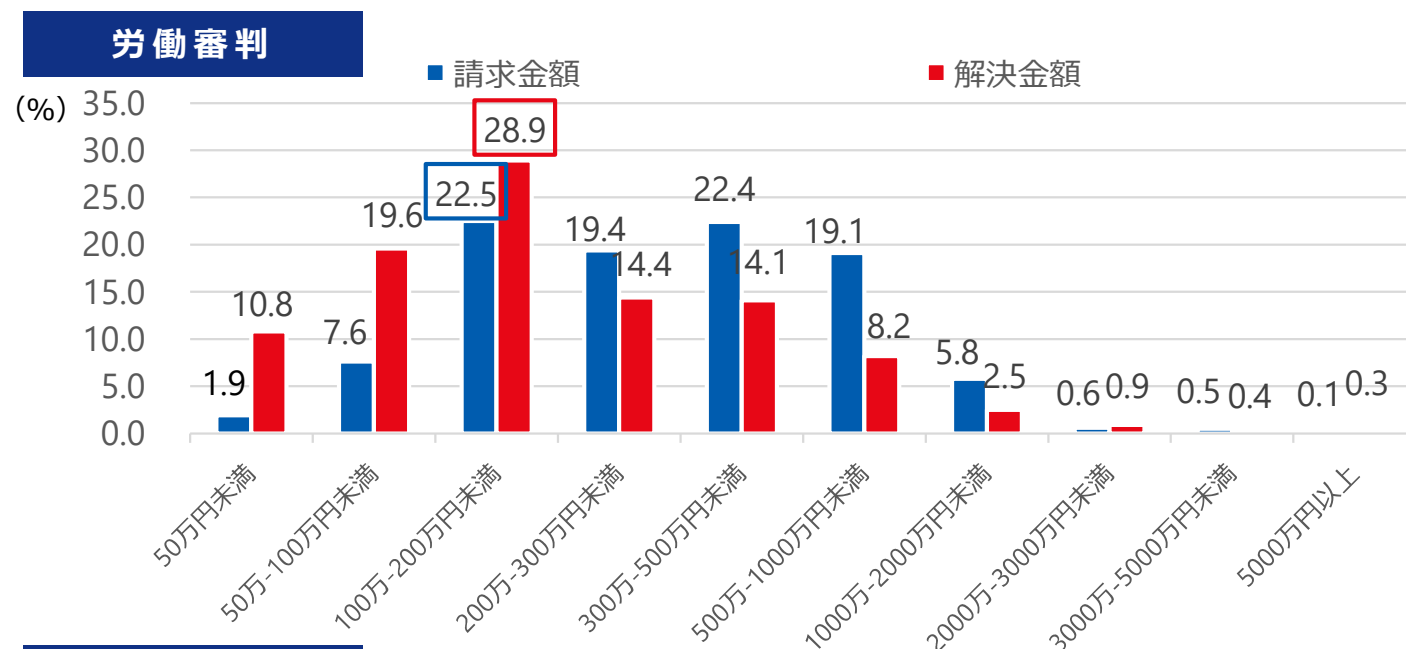
2023年度



※1 「あっせん（2008年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書No.123個別労働関係紛争処理事案の内容分析—雇用終了、いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げ及び三者間労務提供関係—」（2010年）及びJILPT「労働政策研究報告書 No.133個別労働関係紛争処理事案の内容分析Ⅱ—非解雇型雇用終了、メンタルヘルス、配置転換・在籍出向、試用期間及び労働者に対する損害賠償請求事案—」（2011年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

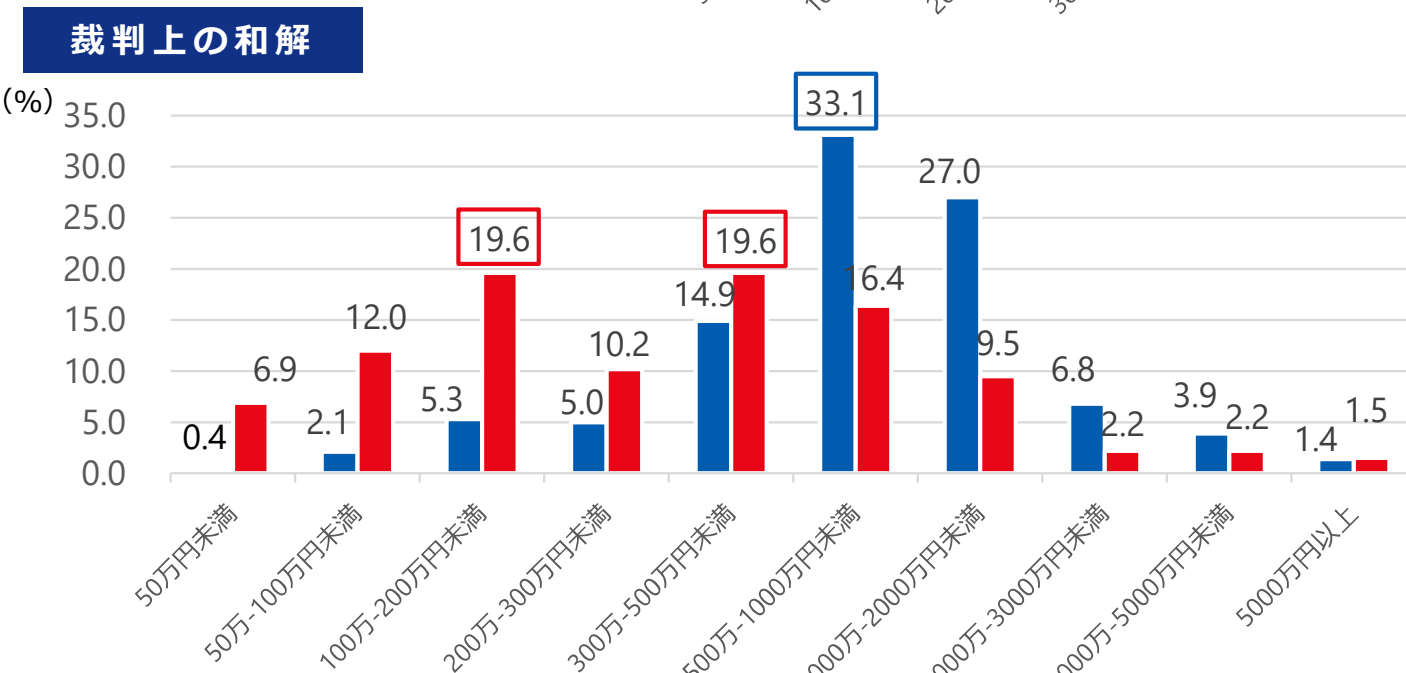
※2 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型

12-2. 解決金額と請求金額の対応状況（労働審判・裁判上の和解）



中央値

○ 中央値でみると、請求金額に対する解決金額の割合が最も高いのは労働審判で約51%となっており、ついで裁判上の和解が約36%、あっせんが約26%となっている。



		請求金額	解決金額
あっせん	2008	60.0万円	18.0万円
	2012	61.8万円	20.0万円
	2023	90.3万円	23.5万円
労働審判		293.0万円	150.0万円
裁判上の和解		840.6万円	300.0万円

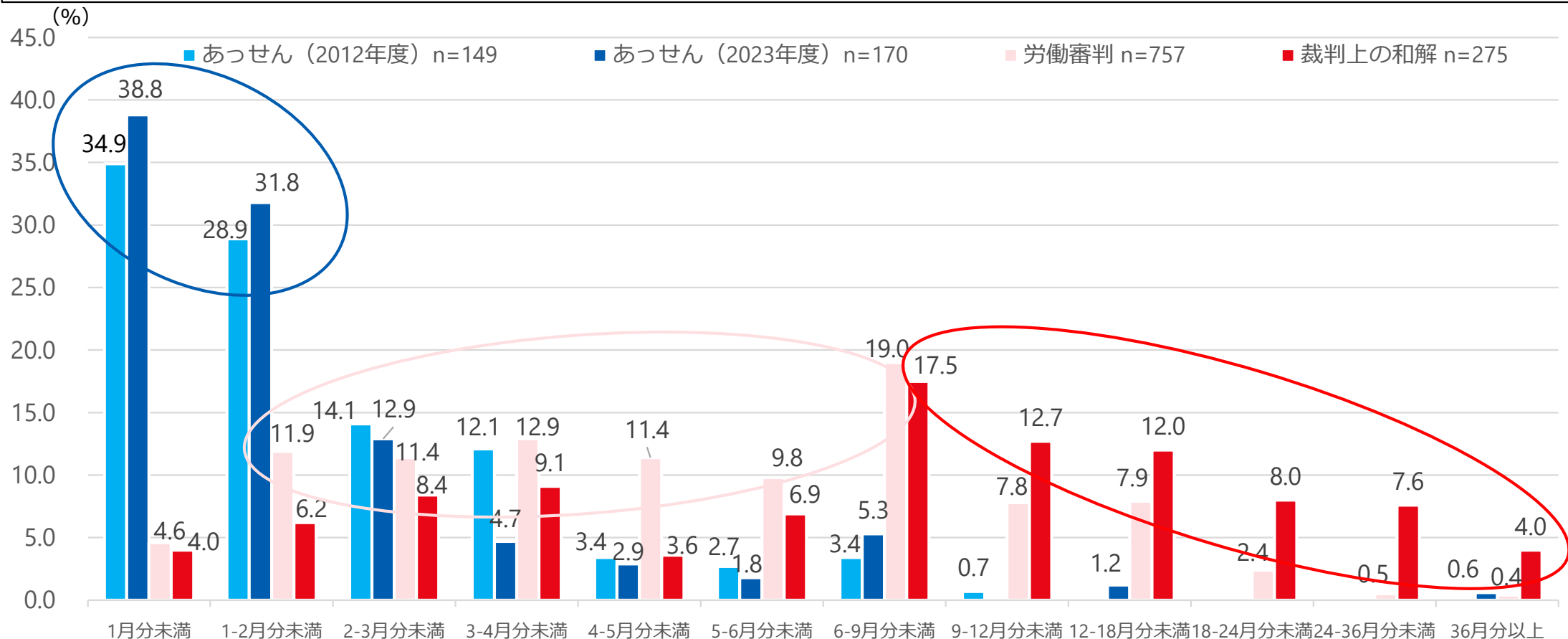
13. 月収表示の解決金額

- あっせんにおける月収表示の解決金額は、いずれの調査においても最多層は1月分未満で、それに次ぐのは1-2月分未満であり、5月分未満までで9割を超え、それ以上の月収表示の解決金額は極めて少ない。これに対し、1-2月分未満より高い層に分布が広がっている労働審判やさらに一層高い層に分布が広がっている裁判上の和解においては、月収表示の解決金額はかなり高い水準にある。

中央値：あっせん（2012）1.38月分 あっせん（2023）1.03月分

労働審判 4.74月分 裁判上の和解 7.27月分

※ 月収表示の解決金額は賃金月額で解決金額を除いたもの。あっせんについて、2008年度は賃金月額は採取していないので、2012年度と2023年度の比較になる。



※ 1 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※ 2 労働審判及び裁判上の和解については、2020年及び2021年の事案を対象に集計したものであり、JILPT「労働政策研究報告書 No.226労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較分析」（2023年）を基に算出。

14. 勤続期間当たりの月収表示の解決金額

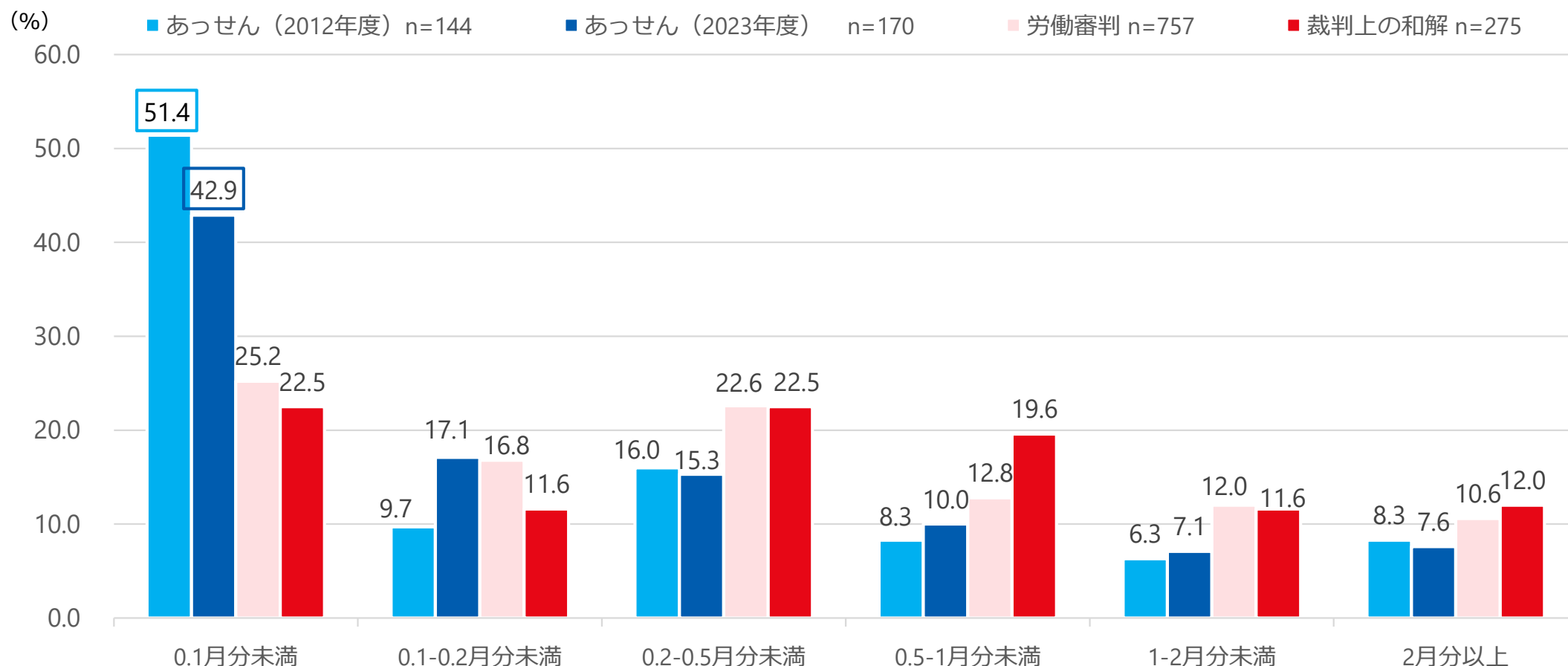
○ あっせんにおける勤続期間当たりの月収表示の解決金額は、2012年度には0.1月分未満が51.4%と過半数であったが、2023年度には42.9%に減っている。

○ 中央値でみると、あっせんは2012年度に比べて2023年度に上昇しているが、労働審判や裁判上の和解よりは低い水準となっている。

中央値：あっせん（2012）0.097月分 あっせん（2023）0.134か月分

労働審判 0.290月分 裁判上の和解 0.394月分

※勤続期間当たりの月収表示の解決金額は賃金月額と勤続期間の両方で解決金額を除いたもの。あっせんについて、2008年度は賃金月額と勤続期間は採取していないので、2012年度と2023年度の比較になる。



※1 「あっせん（2012年度）」については、JILPT「労働政策研究報告書 No.174労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（2015年）の対象事案のうち、今回の調査結果と比較すべき「解雇型雇用終了事案」を抽出し、再計算を行ったもの。

※2 労働審判及び裁判上の和解については、2020年及び2021年の事案を対象に集計したものであり、JILPT「労働政策研究報告書No.226労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較分析」（2023年4月）を基に算出。

15. 月収表示の解決金額とのクロス集計①

(1) 労働者の年齢別月収表示の解決金額

- あっせんについて、中央値で見ると、50代が2.33月分とかなり高くなっており、30代、40代、60代以上がいずれも1.00月分で並び、10-20代が0.78月分とやや低くなっている。

※年齢が判明したのは全件の485件中126件(26.0%)であり、月収表示の解決金額が分かる170件中45件(26.5%)に過ぎず、参考値にとどまる。

＜あっせん（2023年度） 年齢と月収表示の解決金額 n=45＞

	10-20代	30代	40代	50代	60代以上
中央値（月分）	0.78 n=4	1.00 n=7	1.00 n=9	2.33 n=9	1.00 n=16

(2) 労働者の勤続期間別月収表示の解決金額

- あっせんについて、1年未満が若干低めに分布し、1年以上が若干高めに分布しているが、あまり強い相関関係は見いだせない。中央値で見ると、1年未満と1月-1年未満の勤続者がいずれも1.00月分であるが、次いで5年以上の勤続者が1.32月分で、最も高いのは1年-5年未満の勤続者の1.56月分である。

＜あっせん（2023年度） 勤続期間と月収表示の解決金額 n=170＞

	1年未満	1月-1年未満	1年-5年未満	5年以上
中央値（月分）	1.00 n=22	1.00 n=78	1.56 n=52	1.32 n=18

(3) 労働者の賃金月額別月収表示の解決金額

- あっせんについて、労働者の賃金月額と月収表示の解決金額のクロス集計をとると、賃金水準の高い労働者はそれに比例した解決金額にまで到達しないような平準化効果が働いているという傾向が明確に示されている。中央値で見ると、賃金月額1-10万円未満の賃金者が1.88月分、賃金月額10-20万円未満の賃金者が1.48月分、賃金月額20-50万円未満の賃金者と賃金月額50万円以上の賃金者が1.00月分であった。

＜あっせん（2023年度） 賃金月額と月収表示の解決金額 n=165＞

	1-10万円未満	10万-20万円未満	20万-50万円未満	50万円以上
中央値（月分）	1.88 n=25	1.48 n=26	1.00 n=107	1.00 n=7

15. 月収表示の解決金額とのクロス集計②

(4) 企業規模別月収表示の解決金額

○ あっせんについて、企業規模と月収表示の解決金額のクロス集計をとると、両者の間に相関関係は全く見いだせない。中央値で見ると、1-10人未満で1.00月分、10-50人未満で1.00月分、50-100人未満で1.10月分、100-300人未満で1.76月分、300-1000人未満で1.02月分、1000人以上で0.88月分である。

＜あっせん（2023年度） 企業規模と月収表示の解決金額 n=168＞

	1-10人未満	10-50人未満	50-100人未満	100-300人未満	300-1000人未満	1000人以上
中央値（月分）	1.00 n=28	1.00 n=31	1.10 n=19	1.76 n=34	1.02 n=21	0.88 n=35

(5) 労働者の請求金額別月収表示の解決金額

○ あっせんについて、請求金額と月収表示の解決金額のクロス集計をとると、当然のことながら両者の間にはかなりの相関関係が認められる。中央値で見ると、請求金額100万円未満の場合は0.88月分、100-300万円未満では1.30月分、300-1000万円未満では2.28月分、1000-3000万円未満では5.26月分であった。

＜あっせん（2023年度） 請求金額と月収表示の解決金額 n=168＞

	1-100万円未満	100万-300万円未満	300万-1000万円未満	1000万-3000万円未満
中央値（月分）	0.88 n=91	1.30 n=49	2.28 n=26	5.26 n=2

(6) 解決期間別月収表示の解決金額

○ あっせんについて、解決期間と月収表示の解決金額のクロス集計をとると、両者の間にあまり相関関係は認められない。中央値で見ると、解決期間1月未満の場合に0.83月分、1-2月未満で1.02月分、2-3月未満で1.06月分、3-6月未満で1.00月分、6-12月未満で1.62月分、12月以上で1.08月分であった。

※解決期間：雇用終了日からあっせんが終了した日までの期間

＜あっせん（2023年度） 解決期間と月収表示の解決金額 n=170＞

	1月未満	1-2月未満	2-3月未満	3-6月未満	6-12月未満	12月以上
中央値（月分）	0.83 n=10	1.02 n=21	1.06 n=43	1.00 n=72	1.62 n=22	1.08 n=2